

# 船舶事故調査報告書

平成31年3月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年9月10日 03時30分ごろ
発生場所	北海道羽幌町羽幌港西防波堤北端 羽幌港西防波堤灯台から真方位020° 20m付近 (概位 北緯44° 22.7′ 東経141° 41.6′)
事故の概要	漁船第五十八満漁丸は、航行中、消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年11月6日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第五十八満漁丸、19トン HK2-20974、個人所有 第200-26688号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	球状船首に亀裂及び凹損、右舷船首部船底外板に亀裂及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員2人が乗り組み、羽幌町天売島西方沖でいか釣り漁を終え、水揚げの目的で、羽幌港に向けて約11ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で東進した。</p> <p>本船は、船長が羽幌港西防波堤灯台(以下「羽幌港灯台」という。)の灯光を右舷船首方に見ながら東進を続け、乗組員への合図のベルを鳴らして入港体制とした後、約8knの速力に減速し、羽幌港灯台の20数m北方に向けて航行した。</p> <p>本船は、船長が羽幌港灯台の灯光を右舷方に見ながら港内に向けて右転を開始したところ、‘羽幌港灯台の北方に据え付けられた消波ブロック’(以下「本件消波ブロック」という。)に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約2.0m、船尾約3.5mであった。</p> <p>船長は、本事故当時、GPSプロッターの表示範囲を約12海里(M)に、レーダーを1Mレンジに設定していたが、主に目視のみで航行していた。</p> <p>海図W40A(北海道西岸北部諸分図)によれば、羽幌港西防波堤の北端付近には、羽幌港灯台から北方に約20m、幅約30mの範囲で本件消波ブロックが据え付けられている。</p>
分析	本船は、羽幌港に向けて東進中、船長が、レーダーやGPSプロッターを十分に使用せず、羽幌港灯台の灯光を見ながら主に目視のみで航行したことから、本件消波ブロックに向かう状態となっていること

	に気付かず、本件消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、羽幌港に向けて東進中、船長が、レーダーやGPSプロッターを十分に使用せず、羽幌港灯台の灯光を見ながら主に目視のみで航行したため、本件消波ブロックに向かう状態となっていることに気付かず、本件消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間の出入港時には、目視のみに頼らず、レーダーやGPSプロッターを使用して船位及び沿岸部の状況を確認すること。</li> </ul>